



日本の雇用と消費の変化

理事研究員 渡部喜智

はじめに

世界同時不況による景気悪化が底入れしてから1年以上が経過し、景気の緩やかな持ち直しが進んでいる。戦後最悪の経済金融危機は、同時に労働・所得環境をめぐる危機でもあったわけであるが、そこでも改善の兆しが見えてきた。

ただし、経済・金融危機を経て強く認識されることとなった、わが国の労働・所得環境をめぐる問題の様相は依然厳しい。また、それは将来においても課題として残り、影響が懸念される。本稿では、近年の労働・雇用環境を振り返るとともに、今後を展望することとしたい。

1 90年代後半の不況期から雇用者減少へ

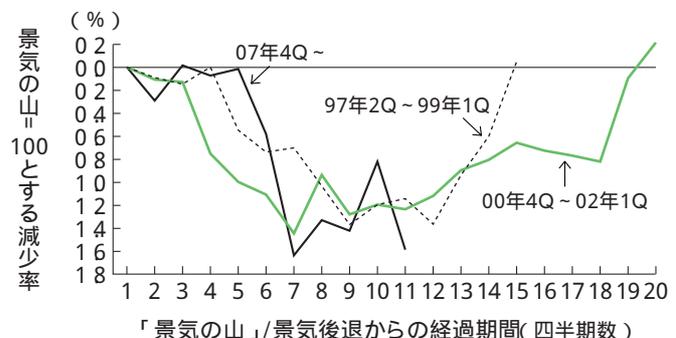
不況（景気後退）期に、雇用環境の悪化は付き物という感じを受けるかもしれない。しかし、その様相は1980年代までと現状とでは、かなり違う。

すなわち、60年以降の高度成長時代からバブル崩壊後の時期までは、不況期には仕事を求める労働力人口が増加

するなかで農林業を含む自営業従事者が大幅減少し、失業率（＝失業者÷労働力人口）が上昇することはあったものの、雇用者数が減少することは基本的に見られなかった^{（注1）}。しかし、90年代後半以降、このような状況が一変した。不況の進行とともに、雇用者数が減少するようになったのである（第1図）。

90年代以降、日本経済の成長力は大きく低下して労働生産性の押上げ力が弱まり、不況期には雇用コストが重く圧しかかることとなった。加えて、円高環境下、グローバル競争の激化により製造業の海外への生産移転と輸入代替（輸入拡大）が進行した。また、不良債権処理の加速が求められるなか、赤字計上による経営体力の喪失や信用不安への対応を迫られる企業が続出した。

第1図 90年代後半以降の「景気の山」からの雇用者推移



資料 日経Needs FQ(総務省「労働力調査」)データより作成
(注) 10年2Qは4月のデータのみ。

これに対し、企業は収益力を高め株主価値を向上させるため、リストラが必要となり、事業や拠点の再編のなかでリストラの一環として雇用削減に踏み切ることになった。

以上のような事情が、90年代後半以降の不況期に雇用者の減少が見られるようになった背景としてあげられよう。

不況期の雇用者数の減少は、前々回、前回ともに景気の山の時点から最大で1.4%という落ち込みを示した。今回（07年10～12月期を景気の山とした景気後退）も同じく1.6%の減少が生じた。現在は反転しつつあるが緩慢であり、雇用が景気悪化前のピーク時水準に戻るまでには、後述のような企業の雇用姿勢もあり時間を要すると考える。

（注1）1960年以降で雇用者の前年比減少が見られたのは、第一次石油危機後の74年第3四半期と75年第2四半期のみ。高い中長期成長見通しのもとで企業の雇用意欲が現在に比べれば格段に強いとともに、不況期に過剰となった雇用の解雇コストおよび中長期的な人材リプレースメント（代替）コストを勘案し、リストラには慎重であったことが、雇用削減を抑制したと考えられる。

2 非正規雇用の増加と不況での整理

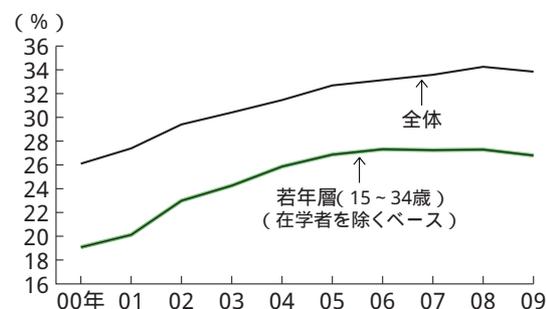
前述のようなバブル崩壊後の企業の事業環境の悪化のもとで、労働者派遣法制の改正^{（注2）}が行われた。これにより非正規雇用の拡大が後押しされ、企業の生き残り策として、雇用の非正規化・人件費コストの流動化の流れが一段と強まることとなった。

^{（注3）}
「労働力調査（詳細集計）」によれば、パ

ートやアルバイト、契約・派遣社員などの非正規雇用者は増加し、その雇用者全体に占める割合（以下「非正規雇用比率」という）は上昇をたどった。全体の非正規雇用比率は2000年には26.1%だったのが、08年には34.1%へ上昇した。また、中高年に比べ比較的雇用機会に恵まれている若年層（本稿では15～34歳までの在学者を除く年齢層とする）でさえも、四分の一を越す割合で非正規雇用のもとに置かれており、その問題の根深さを示している（第2図）。

なお、09年には正規雇用者よりも非正規雇用者の減少幅が上回り、非正規雇用比率は全体、若年層ともに、33.7%、26.6%へ若干低下した。これは、解雇規制が比較的弱い非正規雇用者が不況の深刻化のなかで「過剰」となった雇用分の整理・縮小の主対象となり、人件費の圧縮の手段として使われた面が大きいだろう。予想された動きとはいえ、雇用の流動化が不可避であるならば雇用のセーフティネット充実の重要性が改めて認識されるところである。

第2図 非正規雇用比率の推移



資料 総務省HP(労働力調査(詳細集計))より作成

(注)1 非正規雇用比率=非正規雇用者÷役員除く雇用者合計
2 非正規雇用者は、パート・アルバイト、派遣労働者、契約・嘱託社員の合計。

(注2) 86年に「労働者派遣法」が施行された後、96年改正では対象業種が26業種へ拡大。99年改正で禁止業種除き対象業務を原則自由化。04年改正で製造業への派遣を解禁した。

(注3) 非正規雇用者に関する調査データとして、「就業構造基本調査」もあるが、5年ごとという制約がある(直近は07年調査)。なお、初職として就いた非正規雇用を07年時点で5年以上続けている割合も51.5%と5割を超えており、非正規雇用が固定化する動きも強まっている。

3 企業内の過剰雇用の大きさとセーフティネット効果

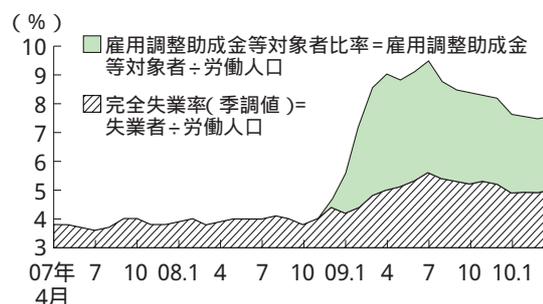
顕在化した失業者のみで見るとは、今回の景気後退期の労働環境の厳しさを過小評価することになる。失業者に、政府からの「雇用調整助成金」(以下「助成金」という)等の受給者数を加えて見るのが重要と思われる。

08年12月以来、同助成金の受給条件が緩和(注4)されるとともに、助成金の一日当たり支給額が引き上げられたことなどもあるが、リーマン・ブラザーズ破綻後の世界的な需要急減を受け、助成金の受給申請が急増した。(注5)

09年7月には、その受給申請(受理ベース)は243万人となるピークをつけ、労働力人口に占める割合は4%を超えた。また、表面的な完全失業率(季節調整値)も、同月に調査以来最悪の5.6%を記録した。この結果、前述の失業者に助成金の受給者を加えた合計者数の労働力人口に占める割合は、ピーク時となった09年7月には9%台半ばという高さとなった(第3図)。

助成金の受給者は、生産や売上の減少に

第3図 失業率の推移と企業内の過剰雇用



資料 日経Needs FQ(総務省「労働力調査」), 厚労省HP資料より作成

より生じた企業内の過剰雇用とも言えるものだが、実質GDPが前期比(年率)二けたきりで急減するなどの経済の錐もみ降下のもとで、助成金制度によって人員整理等の動きが押しとどめられたはずである。このような賃金助成制度の恒常化は避けるべきだが、助成金制度が無かったならば顕在化していた失業者は少なくなかったと思われる。

(注4) 新政権下で09年12月に支給条件が再緩和され、売上高または生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月間または前年同期に比べ5%以上減少していること、ないし売上高または生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、かつ直近の決算等の経常損益が赤字であることとなった。

(注5) 欧米の雇用戦略の実証研究で賃金助成策には「デッドウェイト・ロス」と言われる助成金が支給されなくても本当は雇用する企業の存在による財政支出の浪費が多いという指摘もあることは事実。労働政策研究・研修機構(2004)を参照。

4 消費不振の主因は所得の低迷

8,000弱の世帯を調査対象とする「家計調査」(農家含む世帯)のデータにより、過去10年の家計当たりの消費支出の動向を見よう。

名目ベースの消費支出は2000年度を100とすれば09年度には92を割り込んだ。この間の累計減少率は8.1%となった。また、物価変動の影響を除いた実質ベースでもこの間に同じく5.9%減少した^(注6)。09年はやや持ち直したように見えるが、これは物価の大幅下落(デフレ)で計算上、実質ベースが底上げされたところも大きい。

この長期にわたる消費不振の主因は所得の低迷だ。02年以降、景気の変転が続いたとは言え、家計への景気回復の成果配分が小さかったうえに、租税や社会保険料等の負担が増した。国内総生産(名目GDP)は2000年度から不況深刻化の前の08年度までに2.1兆円の微増となったが、家計の収入は年金等の移転収入の増加があったものの、雇用報酬の大幅減少(17.7兆円)のほか、租税・社会保険料などの負担増加もあり、可処分所得は同期間に3.5兆円の減少であった。

しかし、消費支出の中でも食料支出はさらに大きな減少を示した。名目ベースでは2000年から09年の間に累計7.3%の減少であり、価格変動を調整した実質ベースでは同期間に同じく9%近く(8.7%)減少した。

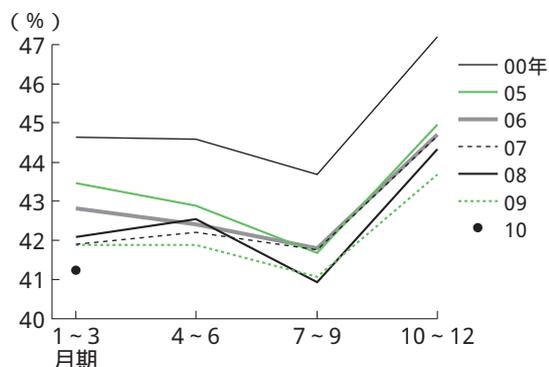
さらに、食料支出を加工・調理食品と外食費、それら以外の米・生鮮食品等(乳・卵類を含む)の三つに分けて見ると、2000年以降に目立って支出額を減らし食料支出に占める比率を下げたのは、米・生鮮食品等である。米・生鮮食品等の食料支出に占める比率は2000年には45.1%だったが、09年には42.2%へ下がっている(第4図)。

これに対し、加工・調理食品支出は金額こそ減らしたものの、食料支出に占める比率は37.1%から40%近く(39.8%)へ上昇。また、外食費の支出比率はほぼ横ばいのレンジ内で推移した。

外食を抑制し家庭内で食べる「内食」化の動きが言われるものの、実情は冷凍・レトルト食品の利用、惣菜・弁当の購入に向かい、「食」の素材への支出姿勢は引き続き弱かったことがうかがわれる。安全性・質重視により食材にお金をかける層も増えていると思われるが、そのような層と時間もお金も乏しく「とりあえず口に入る安いもの」を求める層に二極化している可能性があるだろう。

一方、家計支出の変化として特筆されるのは、情報通信関係費(機器修理・購入費を含む)の増加だ。自動車関係費でさえガソリン代を除けばほぼ横ばいであるのに対し、携帯電話やインターネット関連を中心に情報通信関係費は増加傾向を保ち、消費支出に占める比率は2000年には3.2%だっ

第4図 食料支出に占める米・生鮮食品等の比率



資料 日経Needs FQ(総務省「家計調査」)データより作成
 (注)1 全国全世帯ベース(含む農家)
 2 米・生鮮食品等(乳・卵類を含む)
 =食料支出-加工・調理食品-外食費

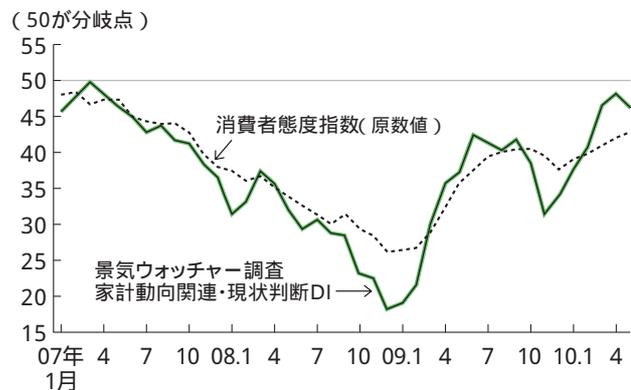
たのが、09年には5.1%に上昇した。こうした費用は一般的に「選択的支出」(切りつめられる支出)に分類される。しかし、実際の生活においてはいったん持つと手放せない性質がありコミュニケーション手段としてライフライン化している。ただし、一方でライフ(生命)そのものと最も密接につながっている食料への支出が減らされているというのが現状である。

景気を持ち直しのなかで、消費関連の動きに明るい指標も見られる。ただし、家計サイドの消費姿勢とモノ・サービスの提供サイドである企業などの感触・とらえ方には違いが見られる。すなわち、家計の消費姿勢を示す「消費者態度指数」と消費関連の提供サイドの景況感を示す「景気ウォッチャー調査」の反転の差がその一つだ(第5図)。

この家計心理と企業の景況感に差がある理由として、就業・所得環境の立ち直りは緩やかな一方、最近の消費の持ち直しの動きが様々な政策的な支援^(注7)によって喚起・底上げされているものの多いことが考えられる。

景気持ち直しが進めば財政逼迫のもとで赤字削減をはかるために、エコカー普及補助金やエコポイントなど時限性がある政策支援は縮小ないし終了は避けられない。そのなかで、個人消費が一定の底固さを維持するには、賃金の増加に加え就業者・雇用の増加が持続的かなど、就業・所得環境の改善内容にかかっている。

第5図 消費への家計の姿勢とその「街角」の景況



資料 日経Needs FQ(内閣府)データより作成

(注6) 家計人員(農漁家含む家計の2000年: 3.31人、09年: 3.11人)の減少と相まって、世帯当たりの実質消費は上述のように減少したが、マクロ的なGDP統計の実質民間最終消費は2000~09年度に累計で7.4%増加した。これは、同期間に総世帯数が11.5%増加したことが、消費増加に寄与したと思われる。

(注7) 2010年度の家計への財政支援として、子ども手当(年度内支給額2.25兆円、児童手当との差額は1.25兆円)、公立高校の実質無償化・私立高校等就学支援(0.4兆円)のほか、補助金・減税などエコカー普及促進(半年0.26兆円)、エコ家電ポイント(0.23兆円)、住宅版エコポイント(0.1兆円)などが充てられている。

5 中期的に企業の雇用意欲は低迷

完全失業率(季節調整値)は前述のように09年7月をピークに徐々に下降した。ただし、10年3月以降は求職活動再開者の増加のほか、未就職新卒者の労働市場への流入^(注8)や契約完了など非自発的失業の増加などから再び失業率は上昇し、4月には5.1%となった。また、雇用調整助成金の受給者数は支給条件を外れるところが増えたと思われ10年4月は4か月連続減少の148.6万

人となった。これらを合計した労働力人口に占める割合は7%台半ばと依然高い。

景気の持ち直しで助成金の支給条件を外れる企業がさらに増えるが、日銀の企業短期経済観測調査の「雇用人員DI」で示される雇用過剰感は、製造業・非製造業ともに残っている。景気回復ペースが緩慢であれば、企業内の過剰雇用は残り、雇用拡大へ踏み出す動きも弱いままということになる。

それでは企業の今後の雇用意欲はどうだろうか。

1,000社程度の上場企業を対象とする内閣府の「企業行動に関するアンケート調査(21年度)」から雇用の実績と今後3年間の見通しを見ると、不況に見舞われた過去3年の実績に比べても、今後の雇用姿勢が弱いことがうかがわれる。

雇業者削減の企業が全体に占める比率は過去3年間の実績では32.4%だったのに対し、今後3年間の見通しでは56.8%と過半を占める(第6図)。この比率は前年(20年)度調査での見通しの38.4%と比べても大き

く上昇している。また、雇業者数の見通し(中央値)は前年度調査よりは改善し、全体では非製造業の下支えからかろうじてプラス(0.4%)だが、製造業では0.3%の雇業者数削減見通しとなっている。

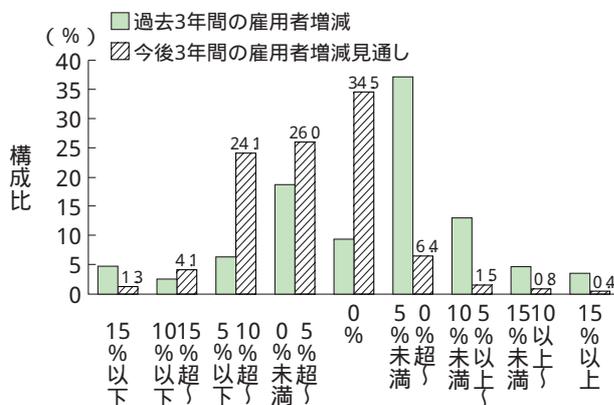
このような企業の雇用姿勢は、海外展開の進展やコスト管理強化、IT利用等による労働の効率化などの経営戦略に基づくものだが、それらから労働市場の冷え込みから脱しきれない見方にならざるをえない。先行き景気回復期に向かう時期にもかかわらず、雇用の好転は限定的と見ておくべきだろう。今回の不況期は賃金の落ち込みが大きかった反動もあり、正規雇業者を中心に賞与などの賃金の復元はあるとしても、全体的な雇用・所得環境の好転に過度の期待はしにくいと思われる。

したがって、労働法制改正も雇用拡大への問題解決に結び付くかは不透明だ。

4月1日に改正労働基準法が施行され、時間外労働を抑制する方向性がより鮮明になった。これにより「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」による柔軟かつ質の高い労働により健康な生活を目指すとともに、適切な就業のあり方によってワーク・シェアリングへの貢献も期待されている。また、労働者派遣法(4月16日衆議院厚生労働委員会へ付託されたが、審議未了で継続審議)改正案では、例外対象を除く登録型派遣の原則禁止、製造業務派遣の原則禁止、日雇派遣(日々または2か月以内の短期雇業者)の原則禁止が盛り込まれた。

しかし、ワーク・シェアリングへの具体

第6図 企業の雇用に関する実績と意向



資料 内閣府「企業行動に関するアンケート調査」より作成

化は広がっていないし、企業はIT活用による労働の効率化や単純労働節減に注力している。また、非正規雇用を単純に調整しやすい労働力という面から安易に考え利用したことは反省しなければならないが、派遣労働者の利用が過度に制限され、雇い止め等の条件が厳しくなれば、それに対する企業側の「反作用」の行動も想定される。前述のように雇用意欲がそもそも弱いなかで、繁忙期でも既存人員のやり繰りに注力し雇用の絞込みをはかる行動を取るかもしれない。その結果として、雇用の入り口を狭めることが懸念される。

(注8) 10年3月の新卒者のなかの求職している失業者は10年3月に前月より10万人増加、また前年同月より5万人増加となった。

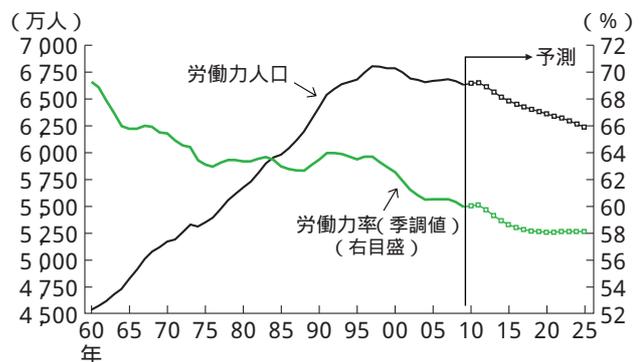
6 長期課題としての労働力人口減少リスク

中期的には企業の慎重な雇用姿勢などから労働力需要の増加が樂觀できない一方、最近の労働法制の改定の動きも労働市場の状況改善への決定打とはなりにくいことが実情だと思われる。景気持ち直しのなかでも労働力需要が労働力供給を下回ることに懸念が持たれるだろう。

しかし、長期を展望すると、これとは違う将来像が浮かび上がる。高齢化の進行に伴い労働力人口が減少し、それによって所得創出力の低下や消費需要の低迷をもたらす可能性がうかがわれる。

公的年金の受給年齢である65歳を分かれ目として、それより若い年齢(主要な働き

第7図 労働人口と労働力率の長期見通し(試算)



資料 日経NEEDS FQ(総務省「労働力調査」)データより作成

手である「生産年齢人口」：15～64歳)層と65歳以上年齢層に分け、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計と筆者の労働力率の見通し前提から、全体の労働力人口を試算した。この試算では、女性層を中心に15～64歳層の労働力率の上昇(年間0.2%)を織り込んでいる。しかし、その程度の労働力率上昇では、65歳以上人口が2割前半から今後3割へ上昇していく超高齢化の影響を打ち消すことは出来ず、労働力人口が減少傾向をたどる可能性が大きい。2010年に対し、労働力人口は20年には285万人(4.2%)減少、さらに25年には410万人(6.3%)減少すると予測する(第7図)。

以上を踏まえれば、高齢者や結婚・子育て女性の労働力率引上げが重要となる。(注10)一つは非正規雇用の適正化をはかったうえでパートタイムやシフト就業など就業形態の多様化・柔軟化を促進することが重要となるだろう。

おわりに

中期的に見て企業の雇用意欲が弱く労働需要の回復が思いのほか進まないことが懸念される。労働法制改正も雇用拡大への問題解決に結び付くかは不透明だ。

これまでは企業と技術・知識の集積やサービス産業の拡大余地、海外からのアクセスなどの点から、大都市圏での雇用環境は比較的優位にあった。しかし、企業戦略の現状から見て、このような過去の雇用拡大パターンが今後も続くかは疑問だろう。したがって、地域レベルで官民が協力を強め自然、産業、技術・知識などの資源活用を高め、人的資源に結び付けることに長期的

に取り組み、就業機会の創出をはかることがますます重要となる。雇用と生活でも国土分散型へのインセンティブを高めることが求められる。

(注9) 15～64歳層の労働力率は過去20年間の平均年上昇率0.2%ずつの上昇が継続すると想定。また65歳以上層の労働力率は自営業の減少もあり横ばいの20%とした。

(注10) 与党・民主党は10年7月の参議院選挙マニフェストに、成年扶養控除(23歳～69歳)、配偶者控除の廃止を含め個人所得税の抜本的な見直しを明示しており、専業主婦層の就業刺激的な政策となっている。

<参考資料>

- ・厚生労働省HP「雇用調整助成金等の概要」、「雇用調整助成金の要件緩和について」
- ・内閣府(2010)「企業行動に関するアンケート調査(平成21年度)」
- ・労働政策研究・研修機構(2004)「先進諸国の雇用戦略に関する研究」労働政策研究報告書No.3

(わたなべ のぶとも)

